

申請書類の記載要領 (共同建て)

平成17年4月

1 申請書の書き方

- 申請書は、「1 申請書の書き方」及び「2 申請書の書き方（補足）」をお読みのうえ記入してください。
なお、書き方に不明の箇所がありましたら、検査機関へお問い合わせください。
- 太線枠内のみを記入してください。（※印のある欄については、申請者は記入しないでください。）
書類の記入ミスや記入漏れはトラブルや手戻りの原因になりますので注意してください。
- 現場検査申請書等についても、下記の記載要領を参考にして記入してください。

設計検査申請書

第一面（共通書式）

[適新工第1号書式]

設計検査申請書
(公庫証券化支援事業(新築住宅))
(第一面)

申請日をご記入ください。

住宅金融公庫の定める技術基準、手続等並びに財団法人ベタリーピング住宅金融公庫の適合証明業務規程及び同適合証明業務規程を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報等の取扱いについて同意の上、下記のとおり設計検査を申請します。また、当申請書及び所付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。
なお、申請書にかかる手数料として、財団法人ベタリーピング住宅金融公庫の適合証明業務手数料規程に基づき算定され、受取承諾書に明示された額を支払います。

財団法人ベタリーピング
理事長 那 珂 正 様

申請日 平成 年 月 日

申請者

郵便番号 〒 ()
現住所
電話番号 () - () - ()
申請者名

地番については、全ての地番を記入してください。

建設の場所(地名地番)

工 期 着工予定日 平成 年 月 日 竣工予定日 平成 年 月 日

注文住宅・分譲住宅の区分 ☐1.注文住宅 ☐2.分譲住宅

建築主

建築主名

郵便番号・住所 〒

照会先

名称・電話番号 担当者 () TEL.

郵便番号・住所 〒

区分 ☐1.設計者 ☐2.工事監理者 ☐3.工事請負業者 ☐4.その他 ()

連絡事項

※検査機関受付欄

※検査者氏名

※整理簿記入照会欄

※判定欄
(合格年月日及び番号)
平成 年 月 日
第 号

※備考欄

※維持管理基準確認の条件[共同建ての場合] ☐有 ☐無

申請住宅の具体的内容に詳しい
担当者の連絡先等を記入してく
ださい。

計画に関する変更内容その他連
絡事項がある場合は記入してく
ださい。

※印のある欄は記入しないでく
ださい。

第三面 [共同建て]

建物の名称は、建物が特定できるような名称を記入してください（例 ○○マンション）。

構造については、該当する記号の□欄をチェックしてください。

「工法」欄については該当する番号の□欄をチェックし、プレハブ等の場合で設計登録住宅（公庫があらかじめ工法等について登録を行った住宅）である場合は、「設計登録住宅の場合」欄の「会社名」及び「承認番号」を記入してください。

団地全体の敷地面積を記入してください。

「建物の床面積」欄には、下記の面積を記入してください。
①「住宅部分」とは、住宅の専有面積の合計のことです。また、住宅の専有面積には、共用部分の持分、バルコニーの面積は含みません。なお、パイプスペース等の面積については、原則として専有面積に含めますが、隣接住戸と共用する場合又は改め口が共用部分側にある場合は含みません。
②「非住宅部分」とは、同一棟内にある店舗、事務所等の専用使用に係る部分（通路を含む）の面積のことです。専有面積に含めなかった住戸内部のP S（パイプスペース）、MB（メーターボックス）等を記入する必要はありません。

[通新工第1号書式]		設計検査申請書 (公庫証券化支援事業(新築住宅)) (第三面 [共同建て])	
○建物の概要			
建物の名称			
戸建型式	☐ 4.共同建て		
構造	△ ☐ 3.準耐火 ☐ 5.耐火		
工法	△ ☐ 1.在来木造 ☐ 2.プレハブ(木質系) ☐ 3.プレハブ(鉄骨系) ☐ 4.プレハブ(コンクリート系) ☐ 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) ☐ 6.丸太組構法 ☐ 7.鉄骨造・RC造等		
設計登録住宅の場合	会社名 承認番号		
階数	地上 階 地下 階		
棟数	棟		
戸数	戸		
敷地面積	m ²		
建物の床面積	住宅部分	m ²	
	非住宅部分	m ²	
※管理規約案及び長期修繕計画書案を作成している場合は以下について記入してください。			
公庫マンション(情報登録機関)への物件登録の有無(有)の場合は下記の「維持管理」欄の記入は不要です。		△ ☐ 1.有 ☐ 2.無	
維持管理	管理規約案	☐ 「管理規約案に規定する事項」に掲げる事項のすべてを規定している。	
	長期修繕計画書案	☐ 計画期間が20年以上である。	
「管理規約案に規定する事項」			
1 管理規約の対象となる建物、敷地、共用部分及び附属施設の範囲 2 区分所有者が、次に掲げる費用を納入しなければならないこと。 (1) 管理費 (2) 修繕積立金(特別修繕費) 3 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕に要する経費に充当する場合に修繕積立金を取り崩すことができること。 なお、修繕積立金を取り崩すことができる事項を規定する場合には、次に掲げるもののうちいずれかに限る。 (1) 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 (2) 敷地、共用部分及び附属施設の変更 (3) 劣化診断 (4) 長期修繕計画の作成及び見直し (5) 建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査 (6) (1)から(5)に掲げるものに準ずる管理 4 修繕積立金は、管理費と区分して経理されなければならないこと。 5 管理組合が管理する敷地、共用部分及び附属施設の修繕及び変更は、管理組合の業務であること。 6 集会の議決事項(次の事項のすべてを規定する場合に限る。) (1) 収支決算 (2) 収支予算 (3) 管理費、修繕積立金及び使用料の額並びに賦課徴収方法 (4) 3に規定されている修繕又は特別に必要な管理に充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し			

管理規約案及び長期修繕計画書案が記載内容に該当する場合については、□欄をチェックしてください。

※検査機関受付欄	※検査者氏名	※整理簿記入照合欄	※判定欄
			(合格年月日及び番号) 平成 年 月 日 第 号
	※備考欄		

第三面

管理規約案及び長期修繕計画書案が記載内容に該当する場合については、□欄をチェックしてください。

[適新工第3号書式]		維持管理基準適合確認申請書 (公庫証券化支援事業(新築住宅)) (第二面)	
「公庫マンション情報登録機関」への物件登録の有無(「有」の場合は下記の「維持管理」欄の記入は不要です。)		△□1.有 □2.無	
維持管理	管理規約案	□「管理規約案に規定する事項」に掲げる事項のすべてを規定している。	
	長期修繕計画書案	□計画期間が20年以上である。	
「管理規約案に規定する事項」 1 管理規約の対象となる建物、敷地、共用部分及び附属施設の範囲 2 区分所有者が、次に掲げる費用を納入しなければならないこと。 (1) 管理費 (2) 修繕積立金(特別修繕費) 3 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕に要する経費に充当する場合に修繕積立金を取り崩すことができること。 なお、修繕積立金を取り崩すことができる事項を規定する場合には、次に掲げるもののうちいずれかに限る。 (1) 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 (2) 敷地、共用部分及び附属施設の変更 (3) 劣化診断 (4) 長期修繕計画の作成及び見直し (5) 建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査 (6) (1)から(5)に掲げるものに準ずる管理 4 修繕積立金は、管理費と区分して経理されなければならないこと。 5 管理組合が管理する敷地、共用部分及び附属施設の修繕及び変更は、管理組合の業務であること。 6 集会の議決事項(次の事項のすべてを規定する場合に限る。) (1) 収支決算 (2) 収支予算 (3) 管理費、特別修繕費及び使用料の額並びに賦課徴収方法 (4) 3に規定されている修繕又は特別に必要な管理に充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し			

2 申請書の書き方(補足)

- (1) 設計検査申請書、現場検査申請書及び維持管理基準適合確認申請書は、正副の2通作成してください。
- (2) 第一面は戸建型式にかかわらず共通書式です。第三面以降は戸建型式により、「一戸建て等」と「共同建て」の2種類があります。
- (3) △印の欄は、該当する□欄をチェック(✓)してください。
- (4) 「建物の床面積」欄について
「建物の床面積」欄には、下記に該当する部分の床面積(面積は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで)を記入してください。
 - ① 「住宅部分」とは、住宅の専有面積のことです。
また、住宅の専有面積には、共用部分の持分、バルコニーの面積は含みません。
なお、パイプスペース等の面積については、原則として専有面積に含めますが、隣接住戸と共用する場合又は改め口が共用部分側にある場合は含めません。
 - ② 「非住宅部分」とは、同一棟内にある店舗、事務所等の専用使用に係る部分(通路を含む)の面積のことです。専有面積に含めなかった住戸内部のPS(パイプスペース)、MB(メーターボックス)等を記入する必要はありません。
- (5) 「構造」欄について
「構造」欄には、下記に基づいて該当する番号の□欄をチェック(✓)してください。
 - ① 「3. 準耐火」とは、主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根などをいう。以下同じ。)を建築基準法上の準耐火構造とした住宅、またはツーバイフォー住宅やプレハブ住宅のうち公庫承認の防火性能を備えた住宅等が該当します。
 - ② 「5. 耐火」とは、主要構造部を建築基準法上の耐火構造とした住宅です。鉄筋コンクリート造の住宅等が該当します。
- (6) 「照会先」欄は、申請住宅の具体的内容に詳しい担当者の連絡先等を記入してください。